

令和4年6月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和4年6月2日（木）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が6月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

5番 疋田 忠公 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第29号 非農地証明願いについて
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
議案第31号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号5番 疋田委員が欠席となっており、出席委員は11名となります。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号9番 柳井 博之 委員と、議席番号10番 後藤 博幸 委員に議事録署名をお願い致します。

それでは議案に入ります。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の1ページをお開きください。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年6月2日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2 ページをお開きください。

番号 1、畑 224 m² を、耕地拡張のため所有権移転をするものです。

番号 2、畑 314 m² 外 3 筆 合計 1,569 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 3、田 1,140 m² 外 1 筆 合計 2,669 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号 4、田 874 m² 外 3 筆 合計 4,597 m² を、祖父からの贈与により所有権を移転するものです。

番号 5、田 941 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 5 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。5 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページから 4 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 5 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

二 村 みなさん、おはようございます。5 月 25 日に事務局 2 名、野上委員と私の計 4 名で現地調査を行い、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による
委 員 許可申請に関する報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は耕起されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の畑で、3筆については草刈り等により管理されており、残る1筆には農業用倉庫が建てられています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、現在は麦の収穫が済んだところです。許可後は水稻や麦の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の田と畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田と1筆の畑で、田では水稻の準備が進んでおり、畑は草刈りにより管理されています。許可後は水稻や露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、草刈りにより管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第13地区の芦刈推進委員さん。

芦 刈 第13地区、推進委員の芦刈です。

推進委員 番号1の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は耕起されています。隣には娘さんの家を建築中で、本人も近所に住んでいます。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 第2地区の首藤推進委員さん。

首 藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号2の畑について、売買により所有権を取得するものです。

譲渡人とも直接話しましたが、後継者である県内に住む息子さんが帰ってきてても農業をしないということで、農業を縮小したいという意向でした。申請地は4筆の畑で、3筆については草刈り等により管理されており、残る1筆には農業用倉庫が建てられています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます

議 長 第3地区の足立推進委員さん。

足 立 第3地区、推進委員の足立です。

推進委員 番号3の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、現在は麦の収穫が済んだところです。現在も譲受人によって管理されており、今後も同様の管理を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 第17地区の新名推進委員さん。

新 名 第17地区、推進委員の新名です。

推進委員 番号4の田と畑について、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田と1筆の畑で、田では水稻の準備が進んでおり、畑は草刈りにより管理されています。許可後は水稻や露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第5地区の平松推進委員さん。

平 松 第5地区、推進委員の平松です。

推進委員 番号5の田について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、草刈りにより管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5ページとなります。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 6 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 357 m² については、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 2、畑 385 m² については、所有権移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3、田 364 m² 外 1 筆 合計 492 m² については、所有権移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

なお、この案件につきましては、譲渡人がすでに一部、駐車場として転用を行っているため、譲渡人からの始末書を添付させています。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 野上より、5 月 25 日に二村委員と事務局、推進委員の方々と実施しました、議案第 28 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査
委 員 の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は菜園として利用されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は耕起されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③

から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号３の田については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は２筆の田で、現在は埋め立ての上、道路に近い部分は一部駐車場として利用されています。この件について、譲渡人から始末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については２種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、５条申請３件について調査報告となります。皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんからの報告をお願い致します。第１２地区の佐藤推進委員さん。

佐藤孝 第１２地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号１の畑について、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は１筆の畑で、現在は菜園として利用されています。周囲はカボス畑や、耕作されていない畑になっています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 第６地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第６地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号３の田について、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は埋め立てられ、これまで貸し駐車場として利用されていたようです。申請地の両側も宅地になっており、今後新たな農業への影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖
委 員 はい。番号 1 についてですが、住所は神奈川になっており、名字は同じですが、親子ですか。

次 長 はい。親子です。

後藤聖
委 員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 29 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 29 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 6 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 619 m² 外 12 筆 合計 18,797 m² の土地については、昭和 58 年 10 月ごろより廃棄物埋め立て処分地として利用された土地となります。チェックリストにつきましては、④の「非農地化から 20 年以上経過した土地」となります。申請地は次の 10 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上、非農地証明願い 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 29 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 29 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のお

りあったので提案する。

令和４年６月２日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第６号）「令和４年６月２日公告予定」になります。

１ページをご覧ください。

この利用権設定集積表は令和４年５月末までに申し出がありました臼杵市全体の集積表であります。説明については１ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、23,557 ㎡ 26 筆です。畑については、46,667 ㎡ 23 筆です。合計面積は 70,224 ㎡ 49 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 26 名に対して、借り手は 19 名となります。なお、各筆明細につきましては、４ページから 8 ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和４年６月２日公告予定の農用地利用集積計画（第６号）について、ご提案申し上げます。

議 長 　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 31 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 12 ページとなります。

議案第 31 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 4 年 6 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。

(田) 1 筆 1,407 m² を配分するものです。農用地の所在は 2 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 3 ページをご覧ください。

(田) 3 筆 合計 5,704 m² を配分するものです。農用地の所在は 4 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 5 ページをご覧ください。

(畑) 4 筆 合計 10,533 m² を配分するものです。農用地の所在は 6 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 7 ページをご覧ください。

(畑) 2 筆 合計 3,394 m² を配分するものです。

次に 8 ページをご覧ください。

(畑) 3 筆 合計 9,156 m² を配分するものです。農用地の所在は 9 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 10 ページをご覧ください。

(畑) 1 筆 1,983 m² を配分するものです。農用地の所在は 11 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、6 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 はい。議案第 31 号の農用地利用配分計画案と、議案第 30 号の農用地利用集積計画の関連について教えてください。

委 員

首 藤 まず、議案第 31 号の農用地利用配分計画案についてですが、これはいわゆる中間管理（県の農地中間管理機構）を通じて、担い手へ農地を配
主 幹 分するものとなっております。そして、30 号の利用集積計画については、土地の持ち主から公社へ土地を出す（貸す）ということで、利用集積
 計画においては、出し手（貸し手）が地主、請け人（借り手）が公社として出ております。その後、公社を出し手（貸し手）、担い手を請け人
 （借り手）としての配分計画を県が公表し、配分計画については権利が発生するという形になっております。集積計画の請け人（借り手）が公
 社となっているところは「中間管理」だと見ていただければと思います。

次 長 要は、第 31 号の利用配分計画案については、個人間の貸し借りのように見えますが、この間には中間管理機構が入っておりますので、その中
 間管理機構に貸し出すために、まず 30 号で利用権設定をしているということになっております。

議 長 後藤委員さん、よろしいでしょうか。

後藤聖 はい、わかりました。

委 員

議 長 他に質疑ありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 31 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。
 本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号　農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で、本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。